

川釣りを楽しむ皆さんへ

島牧村管内の河川で釣りを行うときは、次のとおり周年禁漁の「保護水面」のほか、やまべの採捕が禁止となっている「資源保護水面」がありますので十分確認のうえ釣りを楽しんで下さい。

なお、違反した者は、最大6ヶ月の懲役若しくは10万円以下の罰金が科されます。今年も、既に泊川、千走川において2名の方が摘発されていますので、保護河川での釣りは絶対しないようお願いします。

周年禁漁河川(保護水面)

北海道内水面漁業調整規則により、周年すべての水産動植物の採捕が禁止されています。

- ・ 泊川…泊川本支流の区域
- ・ 千走川…上流の賀老の滝に至る間の千走川本支流の区域

期間禁漁河川(資源保護水面)

北海道内水面漁業調整規則により、魚種や時期により水産動物の採捕が禁止されています。

やまべの採捕禁止(4月1日～12月31日)

- ・ 大平川…大平川本支流の区域

やまべやサクラマスの資源保護のため、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

密漁者を見かけたら、警察又は役場産業課、漁協にご連絡下さい。

ご不明な点が、ありましたら島牧村役場：産業課水産係までお問い合わせ下さい。